

岡山県稲、麦類及び大豆奨励品種等選定要綱

農 林 水 産 部 長 通 知
制 定 平成30年3月29日付け農産第1266号
一部改正 平成31年2月12日付け農産第1091号

(目的)

第1条 この要綱は、稲、麦類（大麦、はだか麦及び小麦）及び大豆の生産性の向上と品質の改善を図るため、岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る基本要綱（平成30年3月13日付け農産第1187号農林水産部長通知。以下「基本要綱」という。）に基づき、県内各地に普及すべき優良な品種（以下「奨励品種等」という。）の選定及び廃止について必要な事項を定めることを目的とする。

(奨励品種等の決定基準)

第2条 奨励品種等を奨励品種及び地域適応優良品種に区分するものとし、その決定基準については、岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る運用について（平成30年3月27日付け農産第1252号農産課長通知）別記1のとおりとする。

(審査会の開催)

第3条 知事は、奨励品種等を選定し、又は廃止しようとする場合は、岡山県稲、麦類及び大豆奨励品種等選定審査会（以下「審査会」という。）を開催し、その意見を聴くものとする。

- 2 審査会は、会長1名、副会長2名及び委員若干名をもって組織する。
- 3 会長には農林水産部食農政策企画監、副会長には農産課長及び農林水産総合センター長をもってあてる。
- 4 委員は、稲、麦類、大豆の需要者及び学識経験者並びに農業者の組織する団体、県関係部局、民間の品種育成関係者等の職員の中から会長が指名する。
- 5 審査会の事務局は、農林水産部農産課農産振興班に置く。
- 6 審査会は、基本要綱第2の3の(2)の事項について意見聴取するに当たっては、部会を設けてこれを処理することができるものとする。

(奨励品種等の公表)

第4条 知事は奨励品種等を選定し、又は廃止したときは、必要な事項を附して、これを公表するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年2月12日付け農産第1091号）

この要綱は、平成31年2月12日から施行する。

奨励品種等の決定基準

1 奨励品種の選定

奨励品種に選定する場合は、奨励品種決定調査（要綱第2の3の規定により県が行う試験をいう。以下同じ。）、他の都道府県が行った同様の調査及び流通評価を勘案し、県内各地に広く普及する必要性があり、おおむね次の基準のいずれかを満たしている品種のうち、普及上特に支障となる欠点のないものの中から選択するものとする。

- (1) 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種（以下「対照品種」という。）と比較して明らかに優れていると認められること。
- (2) 収量、病虫害抵抗性、品質その他の栽培上の重要な特性又は生産物の利用上の重要な特性のいずれかについて、対照品種と比較して明らかに優れていると認められること。

2 地域適応優良品種の選定

地域適応優良品種に選定する場合は、奨励品種決定調査の段階において、おおむね次の基準のいずれかを満たしている品種の中から選択するものとする。

- (1) 将来、奨励品種となる可能性を持っていると認められること。
- (2) 奨励品種と同等の特性を有し、地域を限定して普及することが適切であると認められること。

3 奨励品種等の廃止

奨励品種等選定後、次のいずれかに該当すると認められるときは、当該品種を廃止することができる。

- (1) 当該品種の特性が変化し、1及び2の基準を満たさなくなった場合
- (2) 普及対象地域で栽培上重要とされる特性又は生産物の利用上重要とされる特性に関し、重大な欠点が明らかになった場合
- (3) 当該品種に係る作付面積が著しく減少し、今後とも増加の見込みがない場合
- (4) 新たな奨励品種等によって代替が可能である場合
- (5) 当該品種の種子の供給が困難となった場合